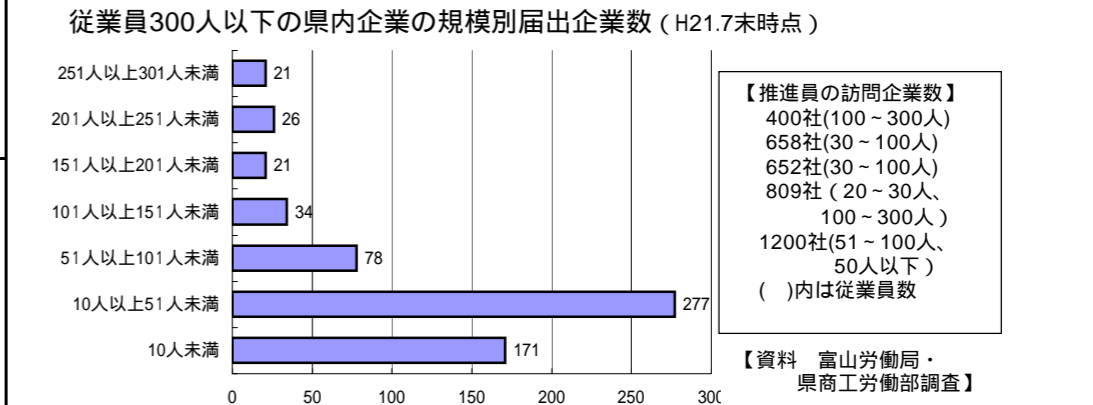
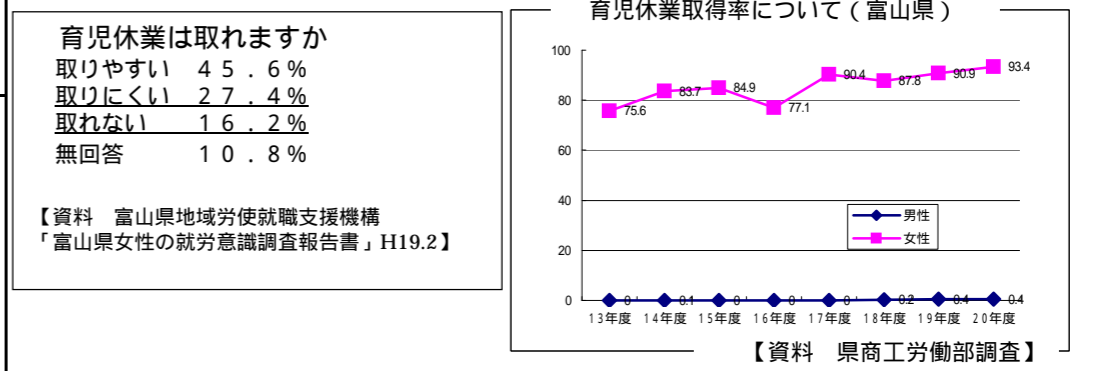
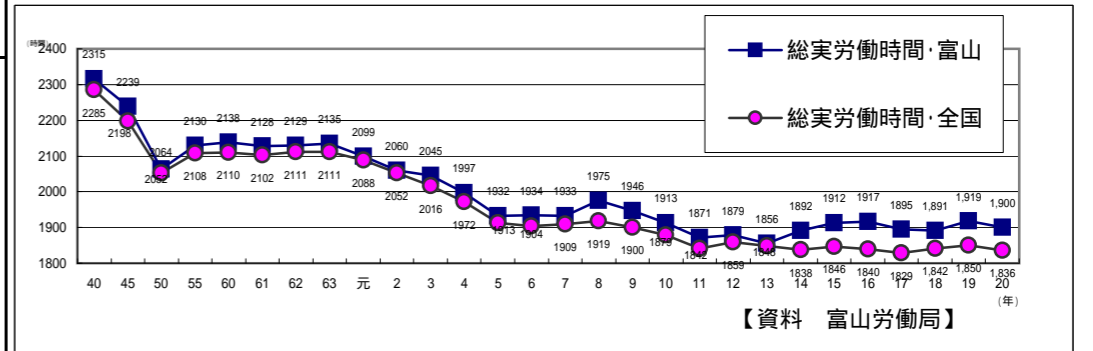


仕事と子育ての両立を取り巻く現状と課題

	現状・課題等
事業者等への広報活動等	<p>長時間労働により心身の疲労から健康を害しかねない状況や、仕事と子育て・老親の介護との両立に悩むなど仕事と生活の両立で困難を抱える事例が多く見られる。</p> <p>子育てを担う世代の男性の約2割は週60時間を越える長時間労働であり、男女が共に子育てに関わることができるよう働き方の見直しが必要。</p>
一般事業主行動計画の策定促進	<p>企業が仕事と子育ての両立を進める目標等を一つ以上定める「一般事業主行動計画」について、従業員数が301人以上の企業の策定率は100%であるが、300人以下の企業の策定率が低くなっており、策定率を引き上げる必要がある。</p>
雇用環境の整備	<p>「一般事業主行動計画」の策定にとどまらず、企業が仕事と子育てに両立できる職場環境を実現するよう実効性を確保する必要がある</p> <p>育児休業取得率は、女性がほぼ9割と高いが、「育休がとりにくい」又は「取れない」とする者もあり、制度は整備されているが、さらなる理解を促進する必要がある。また、男性は、突出して低い水準となっており、働き方の見直しが必要である。</p> <p>育児休業を取得しやすい環境の整備に加え、短時間勤務制度や子の看護休暇など、育児休業からの復帰後の子育て期に多様な柔軟な働き方を選べるようにすることが必要である。</p>
就業支援	<p>女性の望ましい働き方として、「妊娠、出産を機に仕事を辞め、子どもが大きくなったら再び仕事を持つ」再就職を希望する割合が高くなっており、出産を機に仕事を中断した者等に対する就労支援が必要である。</p> <p>若者の離職率が高く、フリーター、ニートも依然として高水準であり、安定雇用のための就労支援が必要である。</p>

県の主な取組
<p>「仕事と生活の調和推進シンポジウム」の開催による意識啓発</p> <p>事業主向け広報誌「労働とやま」へ労働時間の見直しや連続休暇の取得促進等の掲載による県内企業などへの周知</p>
<p>子育て支援・少子化対策条例の制定による一般事業主行動計画の策定を51人以上100人以下の企業に義務付け(H23.4~)</p> <p>仕事と子育て両立支援推進員の企業訪問による策定支援</p> <p>企業担当者向け計画策定の研修会の開催</p> <p>取組み事例集の作成・配布</p> <p>「子育て支援エントリー制度」のHPのリニューアルによる、事業者の行動計画公表の簡易化</p>
<p>行動計画の策定企業及び「子育て支援エントリー制度」登録企業に対する入札参加資格の優遇制度</p> <p>「子育て支援エントリー制度」登録企業への商工中金の低利融資の利用</p> <p>行動計画を策定企業限定の合同企業面接会の開催による人材確保機会の提供</p> <p>労務担当者、経営者等向け計画策定の研修会の開催</p> <p>事業所内保育施設の設置・運営に対する助成(国:定員10人以上 県:定員5人以上)</p>
<p>「チャレンジ支援コーナー」(サンフォルテ)における、再就職、起業などに係る相談や再就職準備講座の開催など、再就職を希望する女性への支援</p> <p>母子自立支援員による自立に必要な情報提供、自立支援プログラムの策定や母子家庭の母の常用雇用転換に向けての能力開発支援や給付金の支給</p> <p>「ヤングジョブとやま」による若者への就業相談、職業紹介などの一体的な提供、「若者サポートステーション」によるニートなどの若者の自立支援</p>

労働者1人平均年間総実労働時間・所定労働時間の推移



・301人以上の企業	109社	100%(109社)
・300人以下の企業	628社	4.8%(約13,000社)
うち101~300人の企業	102社	22.2%(459社)
51~100人の企業	78社	14.3%(545社)

